

議案第 53 号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市手数料条例の一部を改正する条例

橋本市手数料条例(平成18年橋本市条例第75号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
(事務の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(32) 略 (33) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第3項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付又は同条第5項の規定に基づくその更新若しくは同条第6項の規定に基づく再交付申請手数料 1件につき 3,200円 (34)～(52) 略 2 略	(事務の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(32) 略 (33) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第3項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付又は同条第5項の規定に基づくその更新若しくは同条第6項の規定に基づく再交付申請手数料 1件につき 3,200円 (34)～(52) 略 2 略	

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。